

平成 29 年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 21 日 )  
( 第 18 号 )

第  
18  
号  
9  
月  
21  
日



平成29年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 18 号

○平成29年9月21日（木曜日）

---

### 議事日程（第18号）

平成29年9月21日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第121号から議案第131号まで並びに認定第1号から認定第4号  
まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 議案第121号から議案第131号まで並びに認定第1号から認定第  
4号まで

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助

10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	大久保		孝	栄
21	番	東			豊
22	番	山	内	道	明
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	北	川	裕	之
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	館		直	人
37	番	日	沖	正	信

38	番	前 田	剛 志
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	梶 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課班長)	中 西	健 司
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎
副 知 事	稲 垣	清 文
危機管理統括監	服 部	浩

防災対策部長	福井 敏人
戦略企画部長	西城 昭二
総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 暁
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員長	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員長	竹川 博子

人事委員会事務局長

山 口 武 美

選挙管理委員会委員

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（舟橋裕幸） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第122号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、9月15日までに受理いたしました請願6件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。以上で、報告を終わります。

---

人 委 第 81 号

平成29年9月15日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

平成29年9月15日付け三議第145号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第122号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する  
人事委員会の意見

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に鑑み、非常勤職員が育児休業を取得できる期間の拡大等について規定を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 35	(件 名) 介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについて  (要 旨) 近年の介護人材不足問題は、三重県の高齢者福祉の水準を維持していくうえで大きな支障となっ	津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設 協会 会長 西元 幸雄  (紹介議員) 山 本 里 香	29年・9月



<p>てくることが明らかであることから、三重県老人福祉施設協会では、介護人材の確保・定着に向けた取り組みを積極的に展開してきたが、その成果は渺々しくない。</p> <p>ついで、介護人材の安定的な確保対策の抜本強化は、我が国の最重要課題であることから、国・県においては、これが実現のために必要な制度改正や財政支援措置を講じるようお願いする。</p> <p>(理 由)</p> <p>団塊の世代が75歳となる2025年における介護人材にかかる需給統計によれば、三重県の介護人材需要は36,600人、供給は33,000人となり、不足する人数は3,600人と見込まれている。</p> <p>このような状況にあって、最近の労働実態調査によれば、介護事業所の6割が職員の不足感を訴え、その理由として、7割の事業所が「採用は困難」としている。県内各地でも同様に介護従事者が枯渇しており、やむなく事業の一部を休止せざるを得なくなる等、最早事業者の努力だけでは解決しがたい事態に陥っている。加えて、わが国が2025年度を目途に進めている地域包括ケアシステムの深化を図るためには、在宅支援を支える介護人材の質・量の両面にわたる確保が必要とされている。</p> <p>このような介護サービス量の増大を目前にして、将来を見据えた介護人材の総合的、計画的な確保対策の確立を強く要望する。</p> <p>1. 処遇改善加算の交付は、介護従事者全てを対象とすること。</p> <p>介護労働者の労働市場における需給均衡点の確保を実現するために講じられている処遇改善加算は、人材の確保と定着のために不可欠なものであり、その恒久化を図られるよう要望する。なお、介護職員のみが対象とされているが、介護現場は多職種協働によるチームケアで行われているものであり、実態にそぐわない状況となっている。次期介護報酬改定においては、他の職種も対象となるよう範囲の拡大について国に対して意見書を提出するようお願いする。</p> <p>2. 介護ロボット・ICT等の導入と活用促進及び介護報酬、人員基準等の見直しを図ること。</p> <p>1億総活躍社会の実現に向けた「介護離職ゼ</p>	<p>岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 野村 保夫 下野 幸助 小島 智子 木津 直樹 石田 成生 大久保 孝栄 山内 道明 小林 正人 長田 隆尚</p>	
---	---	--

<p>ロ」政策により、介護従事者の確保に関する事業等が推進されているが、少子化が進行し、政府が目指している2025年までに介護人材37万人確保の目標達成は厳しいものがある。</p> <p>こうした深刻な人材不足にあって、利用者の生活の維持、向上や介護業務の効率化、負担の軽減を図るため、ロボットやセンサー等の導入が、介護現場において進められており、われわれ介護従事者にとって現下の人材難に対処するためには不可欠なものとなっている。ついては、介護ロボット等を導入する施設、事業者に対して、購入又はレンタル、リース、設置工事、保守、修理等にかかる費用について、助成をお願いする。</p> <p>また、介護ロボット等の導入による効果実証を着実に進められ、平成30年度介護報酬改定において、介護報酬や介護人員・設備基準の緩和等の見直しを行うことについて、国に対して意見書を提出するようお願いする。</p> <p>3. 介護の魅力についての普及・啓発活動を充実強化すること。</p> <p>小学生、中学生、高校生を対象に福祉の仕事についての関心や理解を広めるためのキャリア教育の充実と、福祉・介護に対するネガティブなイメージを払拭するための施策を講じるようお願いする。</p> <p>具体的には、介護の仕事について、正しい認識を広めるとともに、より多くの若い世代に介護分野への就業を選択してもらえよう、介護の魅力伝える広報（パンフレット、ポスター、テレビ番組等）を作成し、県内の小中学校、高等学校、専門学校等に配布するなど大々的なキャンペーンを実施するようお願いする。</p> <p>4. 外国人技能実習制度の導入について、適切な指導助言を行うこと。</p> <p>本年11月から施行される外国人技能実習制度に介護職が追加されたことは喜ばしいことであるが、事業者が導入しようとする場合には相当煩雑な手続きなどが必要になることが予想される。制度の円滑な導入に向けた適切な指導、助言を行うよう、国に対して意見書の提出をお願いする。県においては、現場の負担が軽減できるよう支援をお願いする。</p>		
---	--	--

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 36	<p>(件 名) 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を 求めることについて</p> <p>(要 旨) 義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国 の責務として必要な財源が確保されるよう決議 し、国の関係機関に意見書を提出するようお願い する。</p> <p>(理 由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもと づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機 会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をは かるため、国が責任をもって必要な財源を措置す るとの趣旨で確立された制度である。 「教育は人なり」と言われるように、義務教育 の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に 負うところが大きく、そのために必要な財源を安 定的に確保することが不可欠である。 1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となっ た教材費等は一般財源の中に組み込まれている。 例えば教材費のうち図書費について、学校図書館 の蔵書冊数は「学校図書館図書標準」によって設 定されている。しかし、その標準を満たしている 公立小中学校の割合には、都道府県間で大きな格 差が生じている（2015年度末 小学校 35.2～ 98.1%、中学校 17.7～88.6%）。 義務教育の水準を安定的に確保するためには、 一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保 とその増額が必要である。 未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障 することは、社会の基盤づくりにとって極めて重 要なことである。義務教育については、国が責任 を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生 じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国 庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。 以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度 の存続と更なる充実を強く切望するものである。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 野 村 保 夫 下 野 幸 助 小 島 智 子 藤 田 宜 三 長 田 隆 尚</p>	29年・9月

<p>請 37</p>	<p>(件名) 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう決議し、国の関係機関に意見書を提出するようお願いする。</p> <p>(理由) 2017年、「義務標準法」が改正され、小中学校等における「障害に応じた特別の指導」や「日本語能力に課題のある児童生徒への指導」のための教員が基礎定数化された。 しかしながら、学級編制については、2011年に小学校1年生における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正による引き下げはされていない。経済協力開発機構（OECD）加盟国と比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は小学校27人、中学校32人と、平均（小学校21人、中学校23人）を大きく上回っている（2014年）。 「教員勤務実態調査」（2016年 文科省）によると、1週間当たりの学内総勤務時間（平均）は、小学校教諭で57時間25分、中学校教諭で63時間18分となり、10年前と比較してそれぞれ4時間9分増、5時間12分増となり、小学校では担任児童数が、中学校では授業担当生徒数がそれぞれ多いほど、平日の勤務時間が長くなる傾向にあることが示された。また、同調査では、小学校で33.5%、中学校で57.7%の教員が、厚労省が示す「過労死ライン」を超える結果となっている。教育再生実行会議第十次提言においても、「教育の質の向上や様々な教育課題への対応が求められる中、教師の長時間勤務に支えられている状況は既に限界」に達していると指摘されている。児童生徒の創造性や考える力を培う授業への転換を図り、これからの社会に対応する主体的、協動的な学びを実現するため、教職員が児童生徒一人一人と向き合うことのできる環境整備のため、教職員定数を計画的に改善することが必要である。 2013年における日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比3.5%で、OECD加盟国平均（4.8%）に及ばない。教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備をすすめて</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 野 村 保 夫 下 野 幸 助 小 島 智 子 長 田 隆 尚</p>	<p>29年・9月</p>
-----------------	--	---	---------------

	<p>いくことが、山積する教育課題の解決をはかり、子どもたち一人ひとりを大切に、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながる。</p> <p>以上のような理由から、少人数学級編制をすすめるための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
請 38	<p>(件名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議し、国の関係機関に意見書を提出するようお願いする。</p> <p>(理由) 厚労省の「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は13.9%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言える。また、子どもがいる世帯のうち、ひとり親など大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（貧困率10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれている。子どもの進学率においても、ひとり親世帯（高校等93.9%、大学等23.9%）は全世帯（高校等96.5%、大学等53.7%）を下回っている。子どもの貧困対策の大きな柱として、教育支援は不可欠である。このようななか、三重県でも、「子ども食堂」「放課後児童クラブ」「地域未来塾」等の「子どもの居場所づくり」がすすめられている。</p> <p>また、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちに対して、教育相談などを充実する取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取組が必要である。心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充が求められている。</p> <p>日本において、大学等の高等教育段階での総教育支出のうち、65%が私費負担で賄われている（2013年 OECD平均30%）。2017年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設されたが、「学生生活費の状況」（2017年 文科省）で示された「追加必要額」を満たすよう、更なる拡充が望まれる。加えて、児童養護施設入所</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 野 村 保 夫 下 野 幸 助 小 島 智 子 長 田 隆 尚</p>	29年・9月

	<p>者をはじめとした社会的養護を必要とする学生等については、入学準備にかかる費用負担の軽減のため入学前の給付が必要である。</p> <p>貧困の連鎖を防ぎ格差を固定化させないためには、制度・施策のよりいっそうの充実が求められている。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 39</p>	<p>(件 名) 防災対策の充実を求めることについて</p> <p>(要 旨) 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう決議し、国の関係機関に意見書を提出するようお願いする。</p> <p>(理 由) 「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」（2013年）では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活をつづけることになると推計されている。</p> <p>東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）では、多くの学校が避難所となった。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められる。しかしながら、「体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難であった」などの課題も報告されている。</p> <p>三重県においては、学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、県立学校については2019年度に対策を完了する見通しであるが、小中学校ではその年度までには完了しない見込みであり、早急な対策実施が求められている（2017年4月現在、公立小中学校27棟、県立学校53棟で未完了）。また、津波による浸水が予測される地域等に所在する学校については、高台移転や校舎等のかさ上げ工事等の対策が必要である。</p> <p>2015年5月1日現在、県内の公立学校のうち、</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 野 村 保 夫 下 野 幸 助 小 島 智 子 石 田 成 生 大久保 孝 栄 藤 田 宜 三 小 林 正 人 長 田 隆 尚</p>	<p>29年・9月</p>

	<p>569校が避難所指定を受けているにもかかわらず、防災関係施設・設備の設置率は、多目的トイレ72.2%、自家発電設備等73.3%、貯水槽・プールの浄水装置等33.0%など、十分であるとは言えない。さらには、避難所となった学校において、地域と連携してどのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるか等の議論も必要である。</p> <p>地震や風水害等さまざまな災害を想定した学校施設設備の整備をすすめた上で、それがよりいっそう活かされるよう、学校・家庭・地域が連携した防災・減災の地域づくりが急務である。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>		
<p>請 40</p>	<p>(件名) 小学校1年生から段階的に25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて</p> <p>(要旨) 小学校1・2年における30人学級で25人下限条件をなくすこと。 中学校1年における35人学級で25人下限条件をなくすこと。 さしあたって、小学校1年生の段階で25人下限条件をなくすこと。</p> <p>(理由) 「ひとりひとりの子どもを大切にされた教育の保障」「豊かな人格と確かな学力の保障」のためには、少人数学級の実施が最も有効な施策である。 三重県においては、2003年度から2004年度にかけて小学校1・2年生で30人学級が、さらに2005年度からは、中学校1年生で35人学級が実施された。これは、子どもと保護者、地域住民の願いに応えた大きな前進である。 しかし、1学級の人数を25人以上とする「下限25人条件付」実施によって、毎年、30人以下にならない学級が残されており、その多くは、不平等が固定化されてしまう小規模校である。とくに単学級の学校では、初めからこの制度の恩恵を受けることができない。 2011年度、国が小学校1年生の学級編制基準を35人に改善したことによって、18人の学級ができることになり、その一方で35人の学級が残されて</p>	<p>四日市市笹川1丁目 52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子  (紹介議員) 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚</p>	<p>29年・9月</p>

	<p>いることでほぼ2倍の差が生じている。</p> <p>このような実態から、三重県の「25人下限条件」がいかに不合理であるかがはっきりした。教育の機会均等の原則に反する不平等を生むこのような制度が15年もの長きにわたって改善されずにきたことは、三重県の教育行政の汚点になると考えられる。</p> <p>さしあたって、小学校1年生の段階での「25人下限条件」をなくすことから制度の改善をしていただきたいと考える。</p> <p>昨今、家庭や地域の教育力の低下が叫ばれ、子どもの貧困の問題もクローズアップされるようになった。こうした社会状況の変化のなかで、社会性や生活習慣など、就学前に身につけるべき力が乏しいままで小学校に入学してくる子どもたちが増えている。だからこそ特に1年生でのきめ細やかな指導が求められる。</p> <p>四日市市では、2013年度から小学校1年生と中学校1年生で下限なしの30人学級を実施しており、よりいっそうきめ細かな指導ができると、保護者や教師に喜ばれている。</p> <p>県として、一日も早く「25人下限条件」をなくし、真の少人数学級実現へと歩を進めるようお願いする。</p>		
--	--	--	--

## 質

## 疑

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、議案第121号から議案第131号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。24番 杉本熊野議員。

〔24番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○24番（杉本熊野） おはようございます。今日は大変清々しい秋らしい日となりました。新政みえ、津市選出の杉本熊野です。どうぞよろしく願いいたします。

議案第122号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について質問をいたします。

この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正されたことに伴い、規定を整備するものです。



育児休業法では、非常勤職員にあっては養育の事情に応じ、子が1歳6カ月に達する日まで育児休業を取得することができるのですが、今回の改正内容は、非常勤職員について、子が1歳6カ月に達した後も、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合、子が2歳に達する日まで育児休業を取得することができるように条例を改正するものであります。

そこでお尋ねをいたします。

育児休業の再度の取得等ができる特別の事情について規定を整備するとありますが、どのような規定を整備されるのでしょうか。また、特別な事情とはどんな事情でしょうか。具体的にお示しください。お願いします。

○総務部長（嶋田宣浩） 先ほど御説明がありましたように、地方公務員の育児休業は正規の常勤職員のほか、在職期間が1年以上、それから1歳6カ月を超えて引き続き任用が見込まれる、そして週3日以上勤務、この3つの条件を満たす非常勤職員等が取得できる制度でございます。

非常勤職員の育児休業は、その養育する子が原則1歳になるまで取得可能でございまして、これまで継続的な勤務のために特に必要と認められる場合、最大1歳6カ月まで育児休業を取得することができましたが、さらに今回の改正により、最大2歳まで育児休業を取得することが可能となります。

そして、御質問のありました継続的な勤務のために特に必要と認められる場合については、現行の人事委員会規則においても、保育所における保育の利用申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合のほか、子を養育する予定であったものが死亡、あるいは負傷した場合等と規定されているところでございます。

今回の改正においても、国家公務員等の規定を参考にして、2歳までの育児休業取得の要件について、1歳6カ月までと同様の規定の追加を予定していると人事委員会事務局から聞いておるところでございます。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） ありがとうございます。

子が1歳6カ月に達した後も、例えば保育所に入所できないとか育児が

できなくなる場合において、継続的な勤務が困難になりますので、2歳まで延長できるようになるという御回答で、この改正は待機児童対策としても評価ができるというふうに思っています。

三重県でも待機児童は出ております。この4月1日の待機児童は100人です。待機児童0人という市町も多いのですが、やっぱり待機児童が出ている市町もあって、4月1日はまだ少ないですけれども、年度途中の10月1日においては、昨年、三重県全体で476人の待機児童が出ています。ですので、4月だと入所がしやすいということで、4月に職場復帰ということ考えたときに、2歳まで延長ができたということは継続的な就労ということにおいて、意味のある今回の改正だというふうに思っております。

特に待機児童の多くはゼロ歳から2歳ですので、育休明けに保育所に入所できるかどうかというのは一番不安なことでありますので、そのあたりのところに一定有効な対策として、国のほうが改正されたんだというふうに思っております。

そこで、この条例に該当する非常勤職員ということでしたけれども、非常勤職員も職種がいろいろありますので、どのような職種の職員の方でしょうか。

それから、非常勤職員が育児休業法が適用になりましたのは平成23年4月からですので、まだ7年目です。まだ日が浅いということですが、この間の実績といいますか、三重県職員における取得実績を教えてください。

そして、今回の改正によってそういったところがどのようなことが起こってくるのかということが予想されるか、今後の見通しについても少しお答えいただきたいと思います。

あわせて、この条例案の周知、該当者と所属長に対してどのように周知していくのかもお答えいただきますよう、お願いいたします。

○総務部長（嶋田宣浩） まず対象者ですが、先ほど申しましたように、在職期間がまず1年以上ある職員、そして1歳6カ月を超えて引き続き任用が見込まれているということ、それと週3日以上勤務しているといった条件をク

リアした業務補助職員だとか嘱託員という方が対象になります。

実績でございますが、非常勤職員の育児休業は、平成23年4月から制度化されておりまして、新規取得者としましては、平成27年度実績で申しますと三重県全体で14人、平成28年度は11人の非常勤職員がそれぞれ育児休業を取得しておるところでございます。

またそのうち、平成27年度には4人、平成28年度には1人の非常勤職員が1歳6カ月まで延長して取得しておるところでございます。

改正によるメリットでございますが、今回の改正で2歳まで育児休業が取得できることによりまして、保育所を探している非常勤職員が最長2年間、保育所が見つかるまで育児休業を取得することが可能となりました。そういったことで非常勤職員がより一層、働きやすい環境整備が進むというふうに私どもは考えているところでございます。

周知でございますが、これまでも制度の改正概要の通知や研修会等を通じて非常勤職員の方々へ周知を図ってまいりましたが、今後も引き続きまして今回の改正点も含めまして周知を行い、職員の仕事と家庭の両立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

**○24番（杉本熊野）** 平成27年度からの取得者の数と期間延長された方、5名いるということでお答えいただきました。

それから周知について、しっかりしていくということですが、ぜひこれはお願いしたいと思います。平成23年からですので、まだ7年しかたっていないので非常勤職員が育児休業をとれるということを知らない方も私は多いのではないかと思いますので、ぜひそのところをお願いしたいと思います。

それから、もちろん育児休業ですので、男女に適用されますが、女性の労働者の約6割は非正規労働者ですので、該当者は女性に多いと思っております。今回、この条例案は地方公務員にかかわるところですが、民間の育児休業法も同じように改正をされてきておりますので、民間においても同じことができるようになるわけです。ですので、民間も含めて広く今後周知されて

いくことを期待したいなと思っておりますので、周知の点については何とぞよろしくお願いいたしたいと思います。

最後にといたしますか、このことから少し知事に検討をしていただきたいと思う項目がありますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

この該当職員ですが、先ほど総務部長からずっとありましたような方です。具体的には、業務補助職員と嘱託職員が該当していくわけです。その任用の期間もあると思いますが、県庁の業務補助職員、嘱託職員は1200人ほどおられると思うんです。

けれども、教育現場は業務補助職員とか嘱託職員というのは少ないです。県立学校を中心に271名ほどなのです。学校現場における非常勤職員の多くは臨時的任用講師です。今年度は2009人おられます。

ところが、臨時的任用の方は育児休業法適用除外です。それは6カ月という任用期間がありますので、適用除外なんです。

でも、私はこの臨時的任用の職の趣旨は十分理解しているつもりですが、6カ月で任用が切れてもさらに6カ月、さらに6カ月と職場が変わっても継続して教育現場で働き続けている臨時的任用講師の方がおられるのです。期限付講師といった形では1300人ほどおられるのですが、ここは適用除外なのですが、本当に職場が変わっていても教育現場でずっと継続的に働いているのであれば、育児休業法を適用していくということもありではないかなと私は考えました。

それは課題になっている少子化対策の一環として、そういったことも検討する余地はあるのではないかと考えています。少子化対策は本当に重要な政策だと思うのですが、これが100点満点とかこれはというのはなかなかないと思います。パッケージとしていろんなところから多様に、きめ細かくそれを積み重ねていく中で一歩ずつ少子化対策というか、それはやれていくだろうと思います。特にこういう予算の厳しい中、国が大型の予算をどんと少子化対策だけにつけるといってもなかなか考えにくいですので、本当にできるところからだと思いますので、そういった意味においては、先ほどの臨時

的任用の方が6カ月の任用だけれども、継続的してそういう働き方ができる時には適用ということも、これは国だと思いますが、御検討いただくのも一つではないかなと思っております。また、そういう場面で知事のほうで御検討いただいて、そういったところが議論をされていくということを少し要望させていただきたいというふうに思っております。

うなずいていただいたので、発言通告にはないのですが、一言いただいてもいいですか。済みません。

○知事（鈴木英敬） 今回の制度改正も国家公務員法を参考に人事委員会において検討しておりますので、関係機関の皆さんの意見をしっかり聞いて、いづれにしてもできるところからやっていく、先ほど杉本議員もおっしゃったように、少子化対策にホームランはないと、ヒットを積み重ねていく、バントでも犠牲フライでも何でも積み重ねていくという姿勢は大変大事だと思いますので、関係機関とよく議論してみたいと思います。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） ありがとうございます。

また、議論していただいて国のほうでも御検討いただけるようでしたら、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。（拍手）

○議長（舟橋裕幸） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 日本共産党、山本里香より議案第127号桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事における工事請負契約の増額変更についての質疑をさせていただきます。よろしく願いいたします。

台風18号の被害が北九州から近畿、そして北海道まで日本全国を横断していきました。人的被害もありますでしょうし、河川災害、土砂災害、浸水などまたもや大きな傷跡を残していきました。三重県でも幾つかの被害が出ています。

これまでの幾多の災害とともに、今回の台風第18号の被害に遭われた皆様

に心からお見舞いを申し上げます。

この台風の季節は、私ども四日市では伊勢湾台風、東海豪雨などの体験もあって、堤防決壊や河川決壊を心配いたしますが、それと同時に私は産廃代執行4事案を抱えているというこの北勢地域で、産廃の上に降った雨はどうなるのかなとか、山が崩れたりしないだろうかなとか、そして特に議題となっております桑名市源十郎新田の産廃現場は、員弁川と藤川の二つの川が一緒になっているY字のところでありまして、その周辺は河川敷に堆積土砂が多くあって、下流でカーブしておりますので、氾濫しないかな、有害物が言われておりますけれども、拡散はしないのかなという要らぬ心配と言われるかもしれませんが、そんなことも心配しています。

さて、この桑名市源十郎新田の支障除去工事、有害物除去撤去のために、契約金額を31億9097万円余としておりましたのが、今回32億5261万円余と6000万円余の増額ということで今出ております。

これまでも、当初契約より増額処理がなされてまいりました。予想外の高濃度PCBの処理が必要だったためとこれまでも説明されています。行政代執行となって除去工事計画を立て、当初契約から内容追加で増額が重なってきておりますけれども、今回の増額内容の詳細と、これまでの金額変更の推移、工事の追加内容の詳細をこの場で確認したいと思います。よろしく願いいたします。

**○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也）** それでは、これまでの契約変更の経緯と今回の増額内容についてお答え申し上げます。

桑名市源十郎新田事案は、先ほど議員がおっしゃったように、員弁川・藤川合流点付近にあります河川区域内において不法投棄されたPCB等によります汚染が判明した事案でございます。生活環境保全上の支障等を除去するため、産廃特措法による国の支援を得て、平成25年度から油の拡散防止や油の回収、処理等の対策を実施しております。

対策に当たりましては、優先して取り組む必要があります河川近傍の区域を前期対策としまして、その他の区域を後期対策と位置づけて、順次対策を

進めてございます。

現在施工中の前期対策工事としましては、汚染源域の掘削除去に伴い発生しました想定外廃棄物の発生による処理費用、低水護岸部の掘削除去に伴う汚染土壌の処理費用の増額などによる金額の変更、工期延長、年度割額の見直しなど、これまで計5回の変更契約を行い、適切に工事を進めてきたところでございます。

今回の契約変更につきましては、高水敷部の掘削に伴いP C Bに汚染された土壌が想定量以上に発生し、かつ、汚染濃度が高いことなどから、発生した汚染土壌の処理につきましては、埋立処分よりも高度な処理方式で処理する必要が生じたため、費用の増額となったものでございます。

また、油回収井戸の設置に伴う掘削物の処分費用の増額、労務単価の上昇によるインフレスライド適用に伴う増額など、本年11月の工期完了に向けて契約金額の精算変更を行うものでございます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 巨額の金額をこれまでも投入してきましたこの例を含めた産廃処理ですが、この事案にかかわらず膨大な金額を使いながら、どの事案も当初の推察より工事をしていきますと金額が増えてくるということはよくある話になっています。有害性が高かったり、工法の変更を余儀なくされたという説明を今いただきまして、これが5回重なってきています。

根本的には排出者を特定して、国や県が行政代執行で立てかえた分を請求するという事は大事なことで、それはありますが、この事案だけ見ても、たとえ突きとめたとしても大変な巨額で支払える金額でないほです。

さて、増額の上、P C Bを含む東側の前期対策工事がこの11月で終わる、最終のところの増額ということです。住民が心配しているP C Bが下流へにじみ出ることはないだろうというふうに工事をしていただいているのでしょうか、それは本当に大丈夫なのかという心配があります。西部水源のすぐそばにあって、一番近い井戸は取水をとめている状況であるとか、このことによる支障は本当にどうなのか、地域は心配しております。

県のホームページによりますと、緊急対策により油がにじみ出るとは抑止されていますが、依然としてPCBを含む油が河川敷等の地中にあることから、将来、河川及び周辺地下水に油がにじみ出るとおそれがあります。当該地の下流には桑名市西部水源地があるとともに、員弁川云々とあり、水道水源や農業用水の利用及び水産業等に生活環境保全上の支障が生じるおそれがありますと、これは発生したときのことを書いてあるわけですが、今契約の対策工事の終了で、特にPCBについては対策が終了したと保証を持って今後書きかえられるのかなと思っています。その確信があるのかということ。そして、現在調停中の旧処分場のほうへ対策工事が移っていくということになります。今後の進め方や経費予測は、これまでの増額、こんなこともあるのですが、今後のことはどうなっているのでしょうか。現在についてお知らせください。

**○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也）** それでは、今後の工事の進め方についてお答え申し上げます。

本事案の後期対策の実施に当たりましては、産廃特措法に基づき実施計画を見直す必要がございます。このことから学識経験者で構成する技術検討専門委員会におきまして対策工法の検討を行うとともに、国等との協議、調整を重ね、環境大臣の同意など必要な手続を経た上で、同実施計画を策定し、後期対策の支障除去対策工事を行うこととしてございます。

今後とも、地域住民の安全・安心を確保するため、産廃特措法の期限でございます平成34年度末までに後期対策を完了するよう、着実に工事を進めてまいります。

〔4番 山本里香議員登壇〕

**○4番（山本里香）** 後期工事もこれから調査研究をもっと深めていただいて、工法などを決定していただいて、また予算計画を立てて発注し、進めていかれるのだと思います。

放っておくことのできないこれらの対策工事ですが、今後も一番初めの調査研究から内容がどんどん明るみになることが増えてきて、また増額してい



くということも想像されることなのですが、重ねて今回でも契約金額を増額している。地中のことですので、その全体像をつかむのは本当に難しいことだと思いますが、PCBの濃度が考えていたより多かった、あるいは汚染土壌の量が多かったということその時点時点で、これまでの増額のときも、もちろん業者のほうで内容の説明があったと思いますが、県独自で検証してきたのでしょうか。そして、そのデータも含めて議会に提出をされて、細かくしてきたのかなというふうに思います。量が増えたのとかそういうことも含めて、県独自で検証したもののデータを今回も詳しく提出していただきたいと思います。

そして、人件費インフレスライドは別として、工事に入る前にもボーリング調査をしているということの中から、この一番初めのときとの差を明らかにしていただきたいと思います。インフレスライドについてもさまざまな工事でこれまで追加をされているわけです。ほかの工事もインフレスライド、こういうことがあります。確実に仕事をしている人たちに回っていつているということの確認ができていいのかということも、あわせてここは確認していかねばいけないことだと私は思っています。

そのJVを組んでいるうちの1社に、名星ディストラクトという会社があるということで、この間も聞き取りのときに話が出ましたが、この会社は前に私の一般質問でも、廃棄物処理センターのガス化溶融炉の解体事業にかかわって契約していましたが、民事再生法手続中ということで、長きにわたって、このガス化溶融炉の解体工事がとまってしまったままで困っていることになっている、その会社であります。残りの工事を別会社にとということで入札をされたようですが、それも不調なんだという話を聞きましたけれども、この名星ディストラクトは今、桑名市源十郎新田では工事をしているという説明を受けました。協定書に基づいて仕事をしていると。

このことについては、これが正当なのかなど。もちろん、協定書に基づいて工事をしてもらわないとこちらは困りますが、こういう形はどうなのかと今、疑問を持っています。前にも申しましたが、この会社は東京都内で施工

した工事において、元請工事の問題で施工体系図に虚偽の記載をしたということで処分を受けている会社ですので、その当時、JVで入札をしたときにそういうことまでは分かっていなかったかもしれませんが、大変な状況なんだと思います。

まさか、桑名市源十郎新田のこの工事でも、よからぬことが起こっていないかなと信じたくないですが、そんなことがあつては困ると思っています。国政では森友問題でも、産廃処理においてその工事金額の不正が取り沙汰されています。産廃処理は本当に難しい、全国でも問題の多いことであると思っています。これは国有地の払い下げ8億円安くなったことに絡んでいることですが、国民に大きな不信を買っています。

今回、委員会審査が行われるわけですが、先ほども申しましたように、今次のこの提案は6000万円余の増額契約変更ですが、工事の全体像も再度確認をされますように、そして今申しましたこれらの疑問に納得できる資料をそろえていただいて、十分な審査をしていただくことを求めたいと思います。そのことについて、重ねての資料の提出などをしていただければでしょうか。

**○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也）** これまで契約の変更につきましては3回、金額の大きな変更もあわせて行ってございます。都度、議会等々にも報告をして審査いただいているところでございますが、今回の変更等につきましては詳細にわたってまた議会にもお話をさせていただきながら、きちっとした説明をさせていただきたいと考えてございます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

**○4番（山本里香）** よろしくお願ひしたいと思います。県が独自に調査をしているデータなども裏づけとしてきちんと提出をいただいて、審査にかかっていただきたいと思います。

今後予定されております後期工事についても、こういった今の形がもの考え方として大きく影響していくと思いますので、一番初めの調査研究で最終的なところに余り差が出ないような形で十分な対応していただくことを求

めながら、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

- 議長（舟橋裕幸） 以上で、議案第121号から議案第131号まで並びに認定第1号から認定第4号までに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

- 議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第121号から議案第131号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議 案 付 託 表
-----------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
122	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
127	工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事）

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
124	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
125	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
128	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第4工区）管渠工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
126	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案
129	損害賠償の額の決定及び和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
121	平成29年度三重県一般会計補正予算（第4号）
123	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
130	平成28年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
131	平成28年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件名
1	平成28年度三重県水道事業決算
2	平成28年度三重県工業用水道事業決算
3	平成28年度三重県電気事業決算
4	平成28年度三重県病院事業決算

○議長（舟橋裕幸） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明22日から24日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明22日から24日までは休会とすることに決定いたしました。

9月25日は定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時31分散会